







1 (施行期日)

この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第六条第一項の改正規定及び本則に一条を加える改正規定は令和二年四月一日から施行する。

(準備行為)

文部科学大臣は、この法律による改正後の公

立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて

適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項の文部科

学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、同項（同項の審議会等を定める政令を含む。）の規定の例により、当該

政令で定める審議会等の意見を聞くことができ  
る。

## 附 則（令和三年六月一一日法律第六三

号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。